

令和2年度答申第49号
令和2年11月12日

諮問番号 令和2年度諮問第53号（令和2年10月14日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府

が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかつたものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (3) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、本件会社は、平成29年7月31日、破産手続開始の決定を受けた。

（閉鎖事項全部証明書）

- (2) 審査請求人は、平成30年11月19日、処分庁に対し、平成29年7月31日を基準退職日として、未払賃金の合計額が482万1987円であること等の確認を求める本件確認申請をした。

（確認申請書）

- (3) 処分庁は、令和元年5月9日、本件確認申請に対し、未払賃金の合計額を92万5562円とする本件確認処分をした。

（確認通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年8月7日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年10月14日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の給与は月額45万円であったが、平成29年5月分から同年7月分までの給与は、一方的に25万円に減額された。そこで、本件会社の代表取締役との話合いで、給与額は45万円とすること、同年1月以降の給与として支払われた賃金を平成28年以前の未払賃金に充当することを約束してもらい、平成29年7月19日付けの文書（減給の懲戒処分の撤回を求める申入書）により、加筆部分（「本日合わせ一千万程の未払残業代承認。当過年分へ本年払分充当。」等）も含め、同代表取締役が全て承認の上、署名を受けた。

その後、当該文書に基づいて、処分庁に本件確認申請をしたが、本件会社の代表取締役が当該文書の約束を否定しているとの理由で認めてもらえなかった。しかし、雇用継続中の労使契約にて、同代表取締役が当該文書に署名をしたことは事実であるから、今になってこれが否定され、未払賃金が支払われないことは、納得がいかない。

（審査請求書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

審査請求人は、平成29年7月19日付けの「減給の懲戒処分の撤回を求める申入書」により、同年2月分から同年7月分として支払われた賃金は過去の未払残業代に充当されるため、当該期間の賃金は全額未払であること等を主張するが、同年2月分から同年6月分の賃金については、当該文書の作成前に支払われたもので、それぞれ各月分の賃金以外のものとして支払われたと考えることはできない。それに加え、本件会社の就業規則及び給与規程で定められた各月の賃金支払日に支払われており、また、審査請求人の賃金台帳に記載されている「調整後支給額」と同年2月分から同年7月分として支払われた賃金額とが一致していることから、それぞれの月の労働に対する賃金として支払われていると考えるのが自然である。とすると、同年2月分から同年7月分として支払われた賃金額については、過去の未払残業代として支払われたものではなく、それぞれの月の労働に対する賃金であり、未払賃金には含まれない。

また、平成29年5月分から同年8月分として、破産管財人が支払い、また、処分庁が確認した金額についても、本件会社の破産管財人及び処分庁が本件会社の就業規則及び給与規程並びに賃金台帳に従い、当該期間の未払賃金額を算出し、それを各月の賃金であると明示して支払ったものであるから、それらも

未払賃金には含まれない。

したがって、当該文書の存在をもって、平成29年2月分から同年8月分が各月の賃金として支払われたという実質を覆すことにはならず、同年2月分から同年8月分として審査請求人に支払われた賃金は、その全額が当該期間に審査請求人が行った労働に対する賃金であるとした処分庁の判断は、妥当である。

なお、処分庁は、平成29年5月分から同年7月分の基本賃金については、審査請求人の合意が得られないまま賃金額が引き下げられたことから、その減額は有効になされたものではなく基本賃金の一部に未払がある等として未払賃金額を算出している。また、処分庁は、同年2月分から同年8月分における時間外労働に対する割増賃金について、本件会社が労働時間を管理していなかったことから、本件会社の就業規則や審査請求人のメール履歴等の客観的資料により時間外労働を特定して未払賃金額を算出している。加えて、処分庁は、時間外労働に対する割増賃金の単価については、基本賃金及び特別手当から算出している。これらの処分庁の未払賃金額の算出方法に不自然な点は見当たらないことから、本件確認処分は妥当である。

よって、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

本件において、審査請求人の未払賃金の立替払の対象となるのは、支払期日を平成29年2月25日から同年8月25日までとする定期賃金であるところ、本件確認処分は、審査請求人に対して各支払期日に支払われるべき定期賃金の額について、基本賃金等を45万円とし、時間外労働に対する割増賃金をメール等の資料に基づいて算出した上で、審査請求人の預金口座への各月の振込金額と破産管財人からの支払額を既払の賃金額とし、未払賃金額を算定したものであって、基本的な算定方法には特段不合理な点はない。

しかしながら、メールを基にした時間外労働に対する割増賃金の算出については、誤りと認められるものも含まれ、その正確性には疑義がある。また、破産管財人からの支払額については、破産管財人から審査請求人に宛てたメールに記載された財団債権の内訳を基に算定していると思われるものの、審査請求人からの聴取書の内容と必ずしも一致していないなど、既払額について裏付け

が十分ではない。

したがって、具体的な未払賃金額については、資料を精査し、必要な裏付け資料を収集した上で算定されるべきであり、処分庁の算定金額をそのまま正しいものとして本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は、妥当ではない。

なお、審査請求人は、既払額は過去の残業代に充当されており、定期賃金は未払になっている旨主張しており、その根拠として、平成29年7月19日付けの「減給の懲戒処分の撤回を求める申入書」と題する書面に「本日合わせ一千万程の未払残業代承認。当過年分へ本年払分充当。」と記載されていることを主張する。

しかしながら、未払賃金立替払制度は、基準退職日の6か月前の日以降に支払期日が到来し未払となっているものについて政府が一定の割合で立替払をすることにより、退職直前の賃金が未払となっていた労働者の保護を図ったものであって、本件においては、過去の未払残業代の有無にかかわらず、上記既払額は審査請求人の基準退職日の6か月前の日以降に支払期日が到来した賃金として支払われたものであるから、未払賃金として立替払の対象とはならないというべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史